



大切な想いをしっかり受け継ぐ

しんきん

# 相続 定期預金

たすき  
～想いの襷～

【取扱期間】令和7年5月1日(木)～令和8年4月30日(木)

適用  
金利

1年もの定期預金  
店頭表示金利 +

年 **0.2%**

※上記金利は当初1年間の適用となります。 ※中途解約の場合は、当金庫所定の中途解約利率が適用となります。 ※初回満期日後の適用金利は、満期日当日の店頭表示金利を適用します。

## ご利用いただける方

相続により取得した資金を原資としてお預け入れいただける個人のお客さま(金融機関等で相続手続き完了後1年以内に限定させていただきます。)

## 預金の種類

スーパー定期(1,000万円未満の場合)  
大口定期預金(1,000万円以上の場合)  
※証書式のみのお取扱いとさせていただきます。

## お預け入れ期間

1年間

## 適用金利

店頭表示金利+0.2%

## お預け入れ金額

相続により取得した金額の範囲内に限定させていただきます。  
(当金庫以外の預金、相続により取得した不動産や株券等の換金代金も預入可能です。)  
※お預け入れは1店舗のみとさせていただきます。

## 確認書類

お預け入れに必要なもの

- 当金庫で相続手続きされた方 …………… 下記①+②
- 他金融機関で相続手続きされた方 …… 下記①+②+③

①本人確認書類

②お届け印

③以下のことが確認できる書類

- お預け入れされる方が相続人であること
- 金融機関での相続手続き完了時期
- 相続により取得した金額が確認できる書類

例) ●遺産分割協議書の写し

●金融機関に提出した相続依頼書の写し

●戸籍謄本の写し

●遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの)の写し

●被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し 等

〈その他〉●金利上乗せは初回満期日までとなり、初回満期日以降は満期日当日の店頭表示金利(通常金利)により自動継続となります。(大口定期預金は自動継続の対象外となります。)  
●満期日前に解約される場合は、お預け入れ期間に応じた当金庫所定の中途解約利率が適用されます。  
●お利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。  
※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。  
●この預金は預金保険制度の対象となりますので、預金保険の範囲内で保護されます。  
●経済情勢の変化等によって本預金の上乗せ金利を変更、もしくは廃止する場合がございます。



当金庫HPは  
こちらです



松本信用金庫

<https://www.matsumoto-shinkin.jp/>

令和7年5月現在